

総行行第27号
国土入企第46号
平成31年2月8日

各都道府県知事 殿
（市区町村担当課、財政担当課、契約担当課扱い）
各都道府県議会議長 殿
（議会事務局扱い）
各指定都市市長 殿
（財政担当課、契約担当課扱い）
各指定都市議会議長 殿
（議会事務局扱い）

総務省自治行政局長

国土交通省土地・建設産業局長

速やかな繰越手続の徹底による建設業の適正な労働環境の確保について

公共工事においては、発注者の入札公告等において当初の工期が定められることから、発注者は、働き方改革関連法の成立等を踏まえ昨年7月に改訂された「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」に基づき、長時間労働の是正や週休2日の推進など、建設業の適正な労働環境の確保に資するよう、当初に適正な工期を設定し、請負契約を締結する役割が求められます。また、契約締結後の事情変更により予定された工期で工事を完了することが困難と認められるときには、工期の変更を含む請負契約の変更を速やかに実施することが必要であります。

こうした工事の発注や、契約締結後の工期の変更に当たって、やむを得ない事由が発生し、年度内のみでは適正な工期を確保することができないと見込まれる場合には、財政法（昭和22年法律第34号）第14条の3及び第43条の3

や地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条に基づき、繰越制度を適切に活用することで、翌年度にわたる工期を設定することが可能です。しかしながら、一部の地方公共団体においては、慣例により繰越明許費の計上が年度末の議会に限定されていることから、それまでの間、翌年度にわたる工期の設定や工期の変更が行われていないといった、繰越制度が適切に活用されていない事例が、少なからず見受けられるところです。

以上を踏まえ、地方公共団体におかれては、別添の措置を講ずること等により適切に繰越制度を活用していただくようお願いします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）の長及び議会の議長に対しても、周知をお願いします。

なお、本通知は、地方自治法第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

繰越手続について

1. 速やかな繰越手続の実施について

計画又は設計に関する諸条件、気象や用地の関係、補償処理の困難、資材の入手難、不調・不落の発生、補助金交付決定時期の遅れ、自然災害の発生など、やむを得ない事由により当初想定していた内容を変更する必要があることに伴い、契約締結時期や工期の見直しを行った結果、年度内のみでは適正な工期を確保することができないと見込まれる場合には、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）において、発注者は、適切な工期を設定するよう努めること、また、必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期の変更を行うこととされていることを踏まえ、年度末の議会を待たずに事由発生直後の議会において繰越明許費（地方自治法第213条）の議決を行った上で翌年度にわたる工期を設定して発注手続や契約変更を実施するなど、速やかな繰越手続を実施して適正な工期を確保すること。

なお、繰越議決は、繰り越して使用することのできる額の最高限度を示すものであり、実際に年度末に繰越処理をする額は、議決額どおりの必要はなく、その範囲内であればよいと解されることから、繰越額が未確定であることをもって速やかな繰越手続を実施できない理由とはならないことに留意すること。

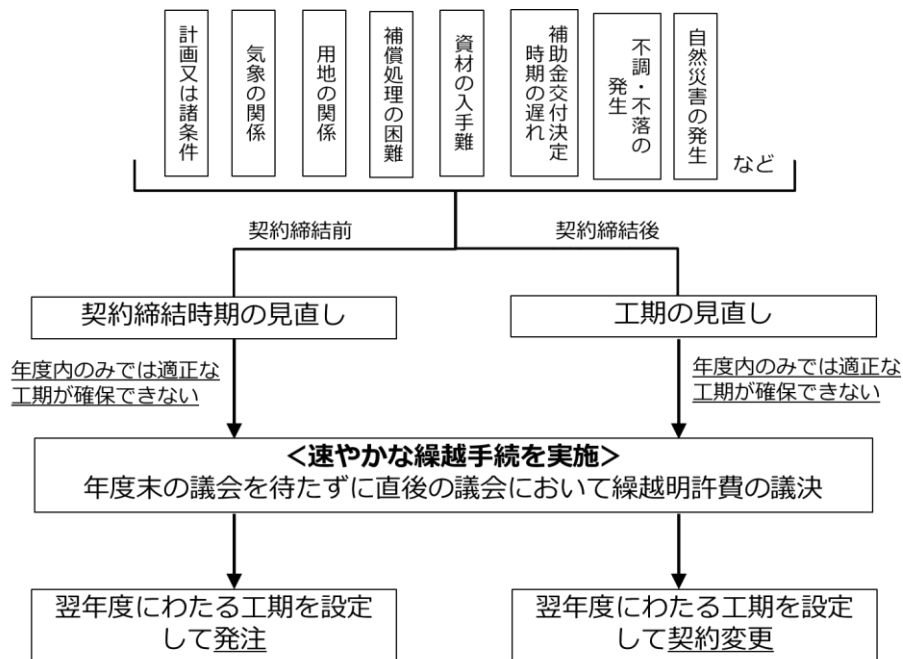


図1 繰越手続による適正な工期設定の流れ

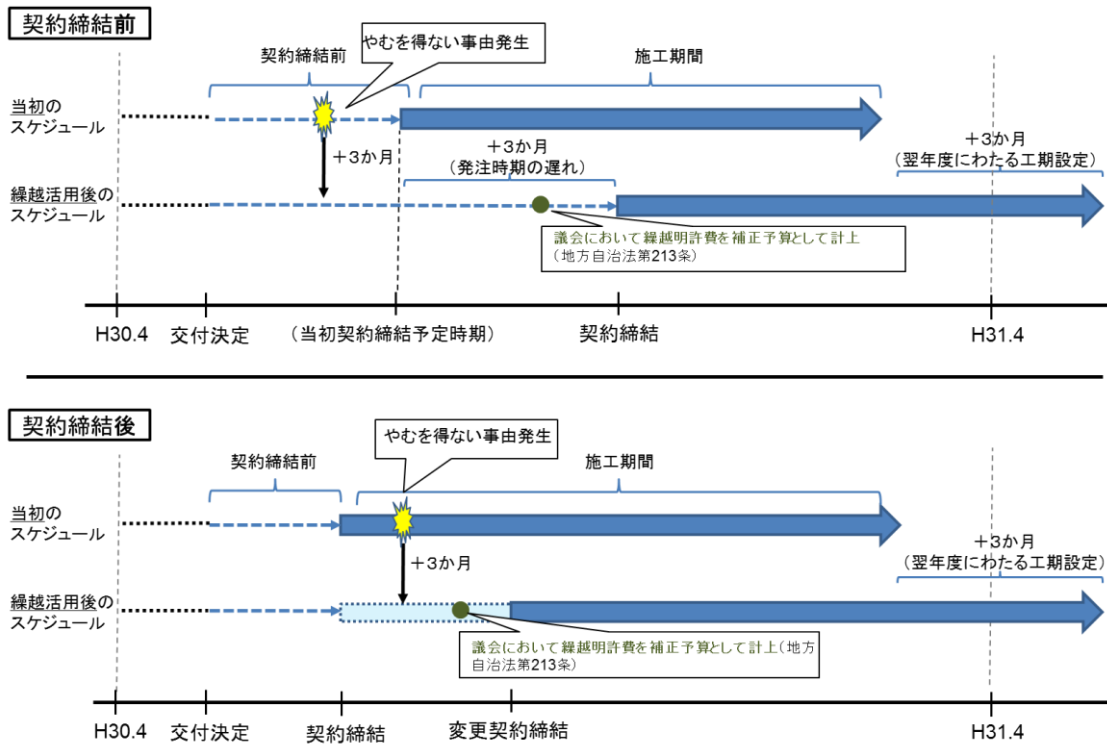


図2 速やかな繰越手続の実施のイメージ

※平成30年下期ブロック監理課長等アンケート調査(H30.10)より

都道府県において、**年度の前半から繰越明許費を議会に提出している事例が一定数存在。**

四半期別 議会提出状況	H29年度				H30年度		回答数
	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	
団体数	1	11	28	37	2	10	n=38
工事件数	16	545	2072	18934	32	744	n=24

【上半期に議会に提出している主な例】

事例①

下水道工事において、当初は7月末に契約予定であったが、**関係機関（道路管理者）との調整や工法見直し検討に時間を要した**ため、9月末契約の見通しとなった。このため、年度当初は3月末完成を予定していたが、繰越が必要となったため、**繰越明許費を6月議会において設定**した。

事例②

当初改良工事についてH30.6月～H31.3月で計画していたが、**用地交渉に不測の期間を要し**、工事着手が11月以降となったことから、標準工期270日間の確保が困難となったため**繰越明許費を9月議会において設定**した。

事例③

県道工事において、先行する改良工事において**発生する残土の受入れ側との工程調整等に不測の日数を要した**ことから、本工事の年度内での適正工期の確保が困難となったため、**9月議会において、繰越明許費を設定**した。

図3 速やかな繰越手続の事例

2. 補助事業における繰越手続について

補助事業における繰越しについては、地方公共団体の予算から配分された事業費の繰越議決が必要となるほか、当該事業に充当した補助金等の繰越しを実施するために財務省又は財務局等の承認（明許繰越し又は繰越明許費に係る翌年度にわたる債務負担（以下「翌債」という。）が必要である。補助金等交付省庁から繰越しの手続に関する事務の委任を受けた地方公共団体においては、補助金等の国の経費に係る繰越事務手続に関して、事務負担を軽減する観点から、「繰越（翌債）事務手続について」（平成22年1月15日付け事務連絡第22号）のとおり、大幅な簡素合理化、迅速化が図られていることを踏まえ、繰越（翌債）制度（財政法第14条の3及び第43条の3）の適切な活用を努めること。

なお、補助事業において、繰越（翌債）制度を活用して翌年度にわたり工期を設定して契約を行う場合は、補助金等の国の経費について、財政法に定めるところに従い翌債の承認（同法第43条の3）を得る必要があるが、翌債の承認を経た経費について明許繰越しをしようとする場合は、事務簡素化の見地から、一定の要件の下、繰越しの承認（同法第43条第1項）があったものとして処理することが可能である。

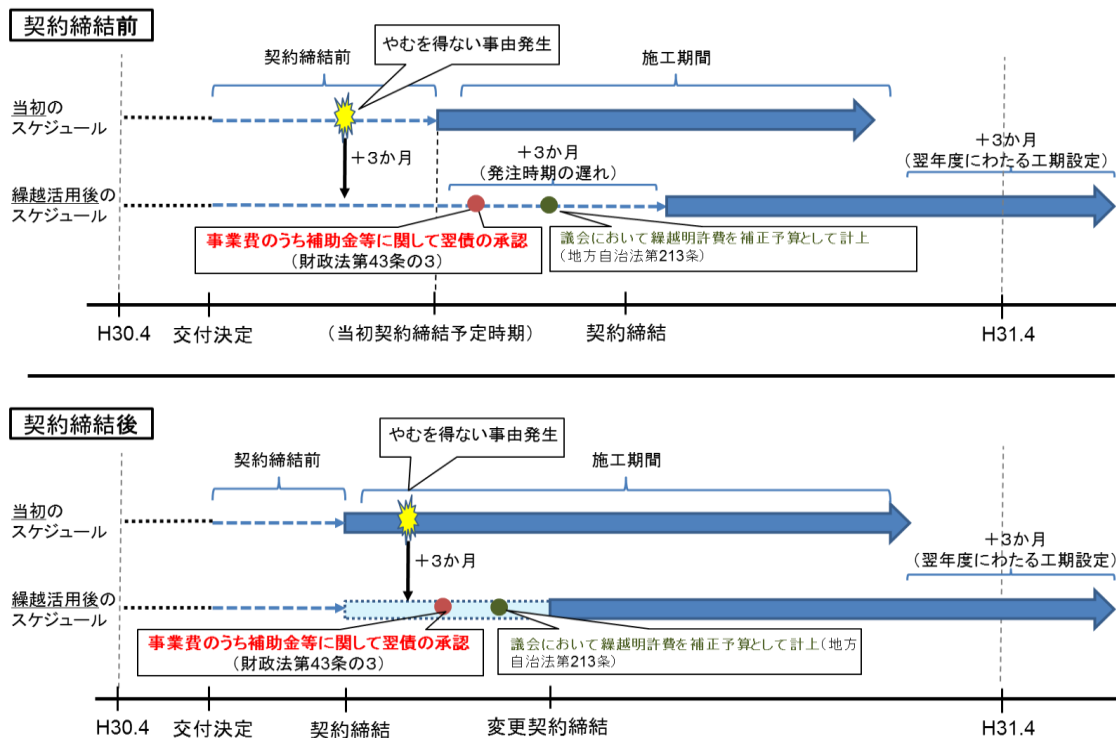


図4 速やかな繰越手続の実施のイメージ（補助事業の場合）

また、実施主体が市区町村の補助事業に係る繰越事務手続を都道府県において取りまとめて実施する場合には、市区町村と十分に連携、調整を図りながら、同様に繰越制度の適切な活用に努めること。

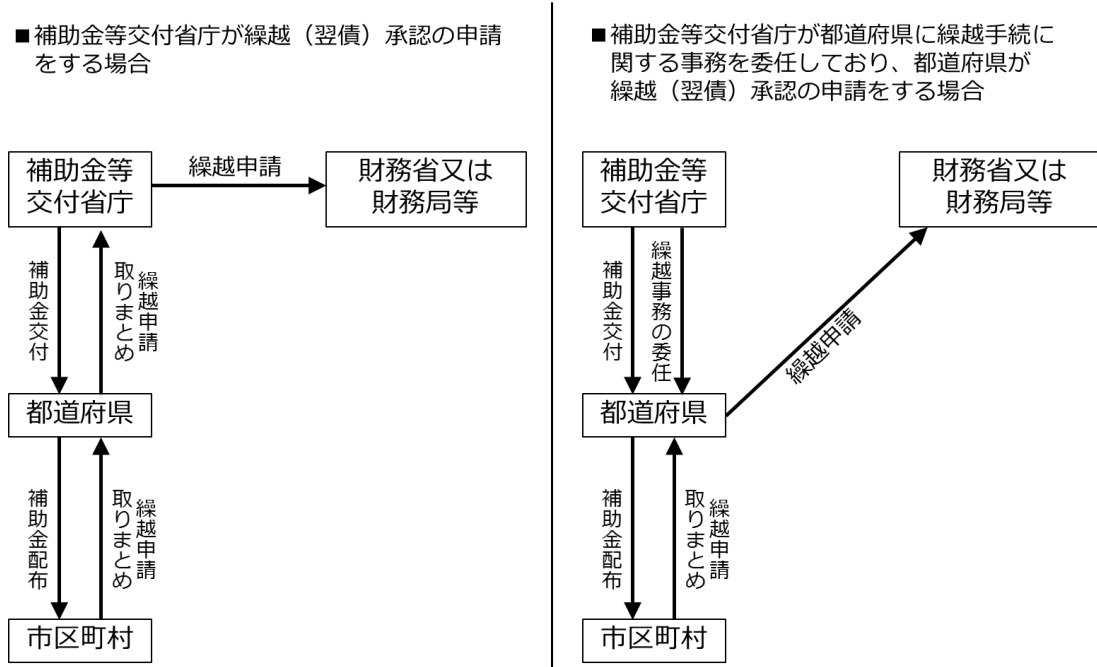


図5 実施主体が市区町村の補助事業における繰越手続の流れ

以上